



平成 18 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 ア ジ ア 航 測 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 岡 大 祐
(コード番号 9233 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 副 本 部 長 渡 部 彰
TEL. 03-5379-2151 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 24 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 12 月 21 日開催予定の第 59 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社の公告方法をより周知性の高い方法である電子公告とし、また、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるものとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設を行うものであります。(変更案第 4 条、及び第 9 条第 1 項)

単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利の範囲を相当なものとする規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、また、新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 12 条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)

定款に定めることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第 27 条)

その他、会社法の規定により定款にて定める必要がなくなった規定の削除、定款上で引用する条文の会社法の相当条文への変更、旧商法上の用語の会社法上の用語への変更、条文の新設・削除に伴う条数の変更、一部字句・表現の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 12 月 21 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 12 月 21 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、アジア航測株式会社と称し、英文では、Asia Air Survey Co.,Ltd.と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 航空機による写真撮影、撮像、観測、測定</p> <p>(2) 測量</p> <p>(3) 環境・地質・海洋・水産・地域情報・資源に関する調査・設計ならびにコンサルタント業務およびそれに付帯する工事の請負</p> <p>(4) 土木・建築に関する計画・設計・監理およびコンサルタント業務ならびに施工管理</p> <p>(5) 情報処理サービスおよびそれに付帯するデータベースの作成、販売ならびにソフトウェアの開発販売</p> <p>(6) 測量・調査・設計・情報処理およびそれに付帯する工事に使用される機械・部品・設備・材料の製造、リースおよび販売</p> <p>(7) 労働者派遣事業</p> <p>(8) 不動産鑑定業</p> <p>(9) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、2,400万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p><u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)の数を表示した株券については、株式取扱規定に定める場合を除き、発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(現行定款第7条第2項より移項)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(変更案第9条第2項へ移項)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 <u>当社の株式については、株券を発行する。当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、届出の受理、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する。</u></p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(変更案第14条へ移項)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 12 月に招集する。</p> <p>臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(現行定款第 10 条より移項)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>— (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権ある株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して議長および出席した取締役が記名捺印し、その原本を決議の日から 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>この選任には、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p><u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了す<u>べき</u>ときまでとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了す<u>る</u>ときまでとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役の選任)</p> <p>第 19 条 <u>当会社は、取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を定め、その内の 1 名を取締役社長とする。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>取締役会の決議をもって、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>(相談役および顧問) 第 20 条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、相談役および顧問若干名を選任することができる。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金) 第 21 条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第 24 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定める。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役および顧問) 第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって相談役および顧問若干名を定めることができる。</u></p> <p>(変更案第 29 条へ移項)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 (現行どおり)</p> <p>取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録)</p> <p><u>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して出席した取締役および監査役が記名捺印し、これを 10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>(現行定款第 21 条より移項)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 27 条 当会社の監査役は、3 名以上とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。 この選任には、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>べき</u>ときまでとする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 (現行どおり) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>る</u>ときまでとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第 30 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第 33 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(報酬および退職慰労金) 第 31 条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(変更案第 37 条へ移項)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会議事録) 第 34 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して出席した監査役が記名捺印し、これを 10 年間本店に備え置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規定) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会<u>の定める</u>監査役会規定による。</p>	<p>(監査役会規定) 第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会<u>において定める</u>監査役会規定による。</p>
<p>(現行定款第 31 条より移項)</p>	<p>(報酬等) 第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選任方法) 第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="373 257 558 291">(新 設)</p> <p data-bbox="363 685 568 719">第6章 計 算</p> <p data-bbox="156 784 480 817">(営業年度および決算期)</p> <p data-bbox="148 831 782 958">第 36 条 当社の営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とし、<u>営業年度末日をもって決算期とする。</u></p> <p data-bbox="156 1023 341 1057">(利益配当金)</p> <p data-bbox="148 1070 782 1198">第 37 条 <u>利益配当金は、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p data-bbox="148 1211 782 1391"><u>利益配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払配当金については、利息を支払わない。</u></p> <p data-bbox="384 1453 542 1487">(新 設)</p>	<p data-bbox="810 257 979 291">(任 期)</p> <p data-bbox="805 304 1445 432"><u>第 39 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="805 448 1445 575"><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="1034 685 1299 719">第7章 計 算</p> <p data-bbox="810 784 970 817">(事業年度)</p> <p data-bbox="805 831 1442 909">第 40 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。</p> <p data-bbox="810 1023 1139 1057">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="805 1070 1445 1249">第 41 条 当社は、毎年 9 月 30 日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>剰余金の配当を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1453 1114 1487">(配当金の除斥期間等)</p> <p data-bbox="805 1500 1445 1628"><u>第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p data-bbox="805 1644 1369 1677"><u>前項の未払の配当金には利息を付さない。</u></p>